

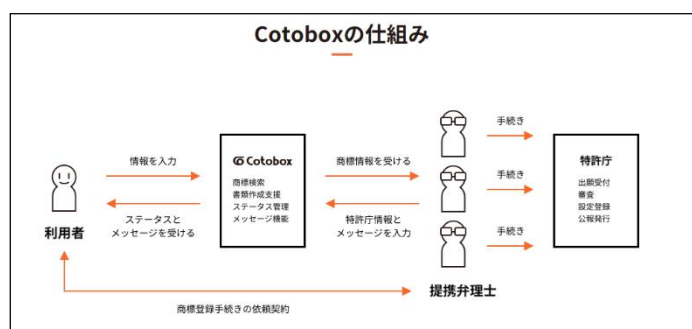
■最近の話題を考える“知財NEWS”知財トピックス(2018.11)

特許庁が「商標出願書類の作成支援サービス」について見解

特許業務法人 前田特許事務所
弁理士 大石憲一



今回の知財ニュースでは、「一般事業者が『利用者が自己の判断に基づいて自ら商標登録出願書類等を作成することを支援するソフトウェアを有料で提供する』ことが弁理士法第75条（弁理士又は特許業務法人でない者の業務の制限）に違反するか」に関して特許庁が見解を示したことについて、取り上げたいと思います。



出典：C o t o b o x のHP「利用の流れ」

上図の「C o t o b o x」を運営している事業者は、9月に、産業競争力強化法が規定する「グレーゾーン解消制度」に基づいて、特許庁に対して自己の事業が弁理士法第75条に違反しないかを求めました。

これに対して、特許庁は10月9日に「グレーゾーン解消制度」の回答としては初めて「当該事業は、利用者が自己の判断に基づいて自ら商標登録出願書類等を作成することを支援するソフトウェアを提供するものであり、書類作成をするものではないことから、当該事業は、弁理士法第75条に違反しない。」との見解を示しました。

まず「グレーゾーン解消制度」ですが、特許庁という行政機関が行政権の範囲（法律の執行）を超えて、「法律の解釈」（司法権の範囲）まで行うサービスなので、三権分立の観点から多少疑問がありますが、新たな事業やサービスを行おうとする事業者にとっては、事業の安全性が事前に分かるため、とても良い制度だと思います。

次に「C o t o b o x」ですが、最後に弁理士が入る流れであれば、特段問題は無いように思います。上図のように、出願代理の形がとれている以上、出願書類の作成方法については、なんら制限がないためです。

但し、弁理士が入らずに出願する場合には、少し灰色（グレー）になると思います。それは、「C o t o b o x」のホームページを見ると、最新のAI技術を使って出願手続きを支援すると謳われており、「C o t o b o x」が「利用者が独自に書類作成するもの」と言えるか否か判断が難しいと思うためです。

最近では、様々な業務がAI技術に置き換わると言われていますが、法律の解釈は別として、出願代理の業務も置き換わる可能性があると思います。弁理士として、こうしたサービスに負けないよう付加価値の高い業務をして行こうと思います。

以上